

一任派が検証断わる

水俣病の
患者家族
すでに補償は解決

水俣市の水俣病患者家族のうち
水俣病補償処理委一任派(六十六
世帯、患者七十九人うち死亡二十

八人)は水俣病裁判で原告側から
熊地裁に申請のあつている一任派
関係患者の検証を全面的に断わる

方針を決め、一日付で熊地裁に
通知した。原告側から申請した患
者二十一人のうち水俣市立病院溺

の児病院に入院している十二人は
すべて一任派患者であり、しかも
重症患者が多い。

一任派はさる五月二十七日水俣
病補償処理委(千種達天座長)の
あつせんでチツソとの間で和解契

約が成立、補償はすんだが、訴訟
派(二十九世帯患者四十二人うち
死亡十八人)は現在熊地裁に提訴
して慰謝料請求の裁判をしており
患者家庭は二つに分かれている。

原告側は患者の検証として最も
症状が重い湯の児病院の入院患者
十三人(うち一人は現在退院)全
部の検証を申請していた。しかし
すべて一任派患者となっている。

そのうちの一人、同市湯堂、漁
業松永壽市さん(五七)の二女久美子
さん(三〇)は先月二十七日から肺炎
で一時重症に陥り、原告側弁護士

は一日、熊地裁民事三部に対し早
期検証の申し入れをしたが、同部
が却下するといういきさつもある。
久美子さんは「水俣病の原
型」として原告側では検証を重視
していた。

しかし一任派は「すでに補償は
解決した。検証をするのなら裁判
に關係のある訴訟派の患者を検証
すべきだ。しかも親には一言も相
談もなく申請されている」(山本
亦由互助会会長)として、一日に
は久美子さんの父親松永壽市さん
が代表として同病院に入院中の十
二人の検証を受けかねる旨を書い
て熊地裁に郵送した。

一任派が検証から除かれると重
症患者は限られることになり、原
告側弁護団の千場茂勝弁護士は
「裁判所に対し一任派の人をもつ

とよくみてくれと強く要請しよう
と思っていた矢先だった。困った
ことになった」と語っていた。